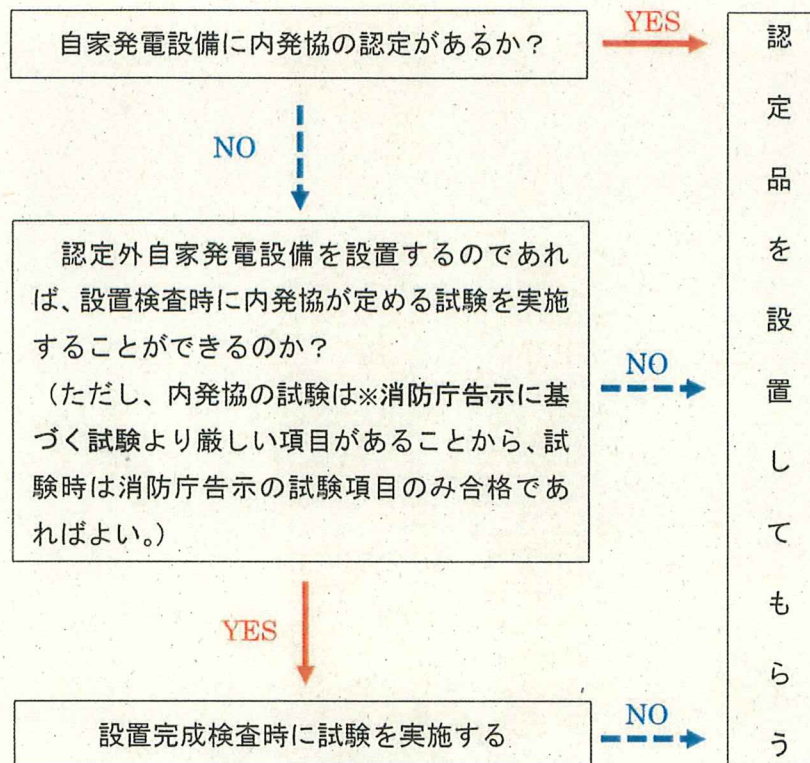


自家発電設備フローチャート



※ 消防庁告示に基づく試験とは、昭和 48 年 2 月 10 日 消防庁告示第 1 号である。

非常電源（自家発電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び可否の判定基準によること。

試験項目	試験方法	合格の判定基準
------	------	---------

設置場所等	設置場所	目視により確認する。	不燃専用室・機械室等 換気設備 有効な防火区画 防水措置 出火防止・延焼拡大防止 照明設備の有無 標識	目視により確認する。	点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設置すること。												
構造・性能	目視により確認する。	目視により確認する。		消防用設備等設置届出書の「構造・性能」の可否の判定基準で、前段の「消防庁長官が定める基準に適合するものであること」とあることから、完成検査時に相手業者に消防庁告示の自家発電設備の基準以上の性能を確認しなければならない。													
					別添の内発協が定める「防災用自家発電電装置技術基準」及び「防災用自家発電電装置試験方法」に基づき試験を実施する。												
						(ただし、内発協の試験は消防庁告示に基づき試験より厳しい項目があることから、試験時は消防庁告示の試験項目のみ合格であればよい。)											
							ないこと。										
構造・性能	目視により確認する。	点検及び操作に必要な照明設備が設けられていること。															
保守距離	目視により確認する。	自家発電設備である旨の標識が設けられていること。															
構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。															
保守距離	目視により確認する。	自家発電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。															
			(単位：m)														
			保有距離を確保しなければならない部分														
			点検前面	交換気面	その他の面	周囲面	相互間面	相対する面	操作気面	その他の面	交換気面	点検前面	変電設備又は蓄電池設備	変電設備又は蓄電池設備	建築物	建築物	
			キュービクル式のもの	1.0	0.60	2.0	0	/	/	/	/	/	0	1.0	1.0	1.0	1.0

1. 基準、方法、様式について

発電設備の試験は、添付の①防災用自家発電装置技術基準（C311-2014）に準じたものとなります。

その試験方法として、添付の②防災用自家発電装置試験方法（C312-2014）で行うこととなります。

試験結果の記録は、添付の③様式認手-10-1 自主試験報告書（防災用自家発電装置）に行います。

発電設備がキュービクル式の場合は、③の他に④様式認手-10-10 自主試験報告書（キュービクル外箱）も使用します。

試験を行う場合の計測装置や負荷設備等は、⑤の様式認手-6-1 工場設備管理表（自家発電装置、可搬形発電設備）に示すものが必要となります。（ばい煙測定器は、防災用では不要です。（常用及び常用防災兼用で使用します。））

2. 試験実施者について

エンジン（機械）及び発電機（電機）を組み合わせたものであることから、「自家用発電設備専門技術者」の有資格者が実施することとしております。また、試験員は負荷の調整や試験実施者と記録者などから2名程度必要となります。

添付資料

①防災用自家発電装置技術基準：C311-2014

②防災用自家発電装置試験方法：C312-2014

③様式：様式認手-10-1 自主試験報告書（防災用自家発電装置）

④様式：様式認手-10-10 自主試験報告書（キュービクル外箱）

⑤様式：様式認手-6-1 工場設備管理表（自家発電装置、可搬形発電設備）